

# 安城市総合計画審議会委員募集要項

## 1 募集の趣旨

長期的・総合的な視点に立ってまちづくりを進める指針である「安城市総合計画」の策定及び実施に関し、幅広く市民の皆さんのご意見をお聴きするため、安城市総合計画審議会の委員の一部を公募するものです。

## 2 委員の役割

以下の事項について審議を行います。

- (1) 総合計画の策定及び見直しについて
- (2) 総合計画の進捗及び実施について
- (3) その他総合計画に関する事項について
- (4) まち・ひと・しごと創生総合戦略に関する事項について

## 3 応募資格

安城市内に住む方、市内で働く方又は学ぶ方及び市内で事業又は活動を行う方で18歳以上（令和元年8月10日現在）の方

## 4 募集人数

3人程度

## 5 任期

2年（令和元年8月10日から令和3年8月9日まで）

※会議は、令和元年度に4回程度、令和2年度に2回程度、令和3年度に1回程度、平日の昼間に開催する予定です。

## 6 報酬

審議会への出席1回につき、7,500円

## 7 応募方法

『安城市総合計画審議会委員応募用紙』に必要事項を記入の上、「私が考える安城市の未来」をテーマとして800字以内の作文を添えて、下記の方法によりご提出ください。

- (1) 持参 安城市役所 企画情報課（本庁舎2階：窓口No.17）まで  
（土・日曜日を除く午前8時30分から午後5時15分まで受付）
- (2) 郵送 〒446-8501 安城市桜町18番23号  
安城市役所 企画情報課あて（最終日当日必着のものまで有効）

(3) Eメール kikaku@city.anjo.lg.jp (最終日午後5時15分まで受付)

## 8 応募期限

令和元年7月5日(金)まで

## 9 選考方法

書類審査(第1次審査)及び面接審査(第2次審査)(7月31日(水)予定)を実施

※書類審査通過者のみ面接審査を実施します。結果は後日、本人あてに通知します。

## 10 その他

- (1) 応募いただいた書類は、お返ししません。
- (2) 応募書類は、安城市情報公開条例及び安城市個人情報保護条例に基づき取り扱います。
- (3) 応募に要する費用は、すべて応募者負担となります。
- (4) 委員となった方については、氏名を公表させていただきます。

## 11 問い合わせ先

安城市役所 企画情報課企画政策係 電話0566-71-2204(直通)